額（所得税法等の一部を改正する法律（令和二年法律第八号）附則第百三十六条第一項（第二十三条の規定による東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律の一部改正に伴う経過措置）の規定により同法附則第二十二条第三項（青色申告書を提出しなかつた事業年度の災害による損失金の繰越しに関する経過措置）に規定する災害損失欠損金額に該当するものとみなされた金額を除く。）の」とする。

附則第七十五条中国税収納金整理資金に関する法律施行令（昭和二十九年政令第五十一号）附則第二十項の改正規定を削る。

附　則

この政令は、令和三年四月一日から施行する。ただし、第三条の改正規定（租税特別措置法施行令第三十二条の二の改正規定の次に次のように加える部分及び同令第三十九条の二十の九の改正規定の次に次のように加える部分に限る。）、第十四条の改正規定（租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律施行令第二条第二号の改正規定に係る部分（「、第四十二条の十二の三（第五項を除く。）」を削る部分を除く。）に限る。）、附則第四十七条の改正規定及び附則第五十六条の次に一条を加える改正規定は、産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律（令和三年法律第　　号）の施行の日から施行する。

財務大臣　麻生　太郎
内閣総理大臣　菅　義偉

関税定率法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和三年三月三十一日

内閣総理大臣　菅　義偉

政令第百三十一号

関税定率法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令

内閣は、関税定率法等の一部を改正する法律（令和三年法律第十二号）の施行に伴い、及び関係法律の規定に基づき、この政令を制定する。

（関税法施行令の一部改正）

第一条　関税法施行令（昭和二十九年政令第百五十号）の一部を次のように改正する。

目次中「―第一条の五」を「・第一条の四」に改める。

第一条の四を次のように改める。

（災害等による期限の延長）

第一条の四　財務大臣は、都道府県の全部又は一部にわたり法第二条の三（災害等による期限の延長）に規定する災害等（以下この条において「災害等」という。）により、法第二条の三に規定する期限までに同条に規定する行為をすることができないと認める場合には、地域及び期日を指定して当該期限を延長するものとする。

2　財務大臣は、災害等により、法第二条の三に規定する期限までに同条に規定する行為をすべき者（前項の規定の適用がある者を除く。）であつて当該期限までに当該行為のうち関税に関する法律又は電子情報処理組織による輸出入等関連業務の処理等に関する法律（昭和五十二年法律第五十四号）第三条第一項（情報通信技術活用法の適用）の規定により適用する情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）第六条第一項（電子情報処理組織による申請等）の規定により電子情報処理組織（電子情報処理組織による輸出入等関連業務の処理等に関する法律第二条第一号（定義）に規定する電子情報処理組織をいう。以下同じ。）を使用して行う申請その他の特定の行為をすることができないと認める者（以下この項において「対象者」という。）が多数に上ると認める場合には、対象者の範囲及び期日を指定して当該期限を延長するものとする。

3　財務大臣又は税関長は、災害等により、法第二条の三に規定する期限までに同条に規定する行為をすることができないと認める場合には、前二項の規定の適用がある場合を除き、当該行為をすべき者の申請により、期日を指定して当該期限を延長するものとする。

4　前項の申請は、同項の災害等がやんだ後相当の期間内に、当該災害等の内容を記載した書面でしなければならない。

第一条の五を削る。

第四条の十二第一項中「帳簿」を「特例輸入関税関係帳簿（法第七条の九第一項（特例輸入者に係る帳簿の備付け等）に規定する特例輸入関税関係帳簿をいう。第三項及び第四項において同じ。）」に改め、同条第二項中「（帳簿の備付け等）」を削り、「書類は」を「書類（以下「特例輸入関税関係書類」という。）は」に改め、同項第十号中「おいて」の下に「読み替えて」を加え、同条第三項中「第一項の帳簿」を「特例輸入関税関係帳簿」に、「前項の書類」を「特例輸入関税関係書類」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、当該輸入の許可書は、特例輸入関税関係書類とみなす。

第四条の十二第四項中「第一項の帳簿及び第二項の書類（前項の規定により第一項の帳簿への記載を省略した場合における輸入の許可書を含む。以下この項及び第六項において同じ。）を整理し、第一項の帳簿」を「特例輸入関税関係帳簿の記載事項と特例輸入関税関係書類との関係が輸入の許可書の番号その他の記載事項により明らかであるように整理し、特例輸入関税関係帳簿」に、「第二項の書類に」を「特例輸入関税関係書類に」に、「五年間（前項の規定により第一項の帳簿」を「五年間（前項の規定により特例輸入関税関係帳簿」に改め、同条第六項中「第二項の書類」を「特例輸入関税関係書類」に改め、同条第七項を削る。

第四条の十六第一項中「法第七条の九第一項（帳簿の備付け等）の規定により保存すべきものとされている書類（次条第二項において「保存書類」という。）」を「特例輸入関税関係書類」に改め、同条第二項中「し、その補正をした箇所に押印を」を削る。

第四条の十七第二項中「保存書類」を「特例輸入関税関係書類」に改める。

第七条の二の次に次の二条を加える。

（納付受託者の指定要件）

第七条の三　法第九条の六第一項（納付受託者）に規定する政令で定める要件は、次に掲げるものとする。

一　納付受託者（法第九条の六第一項に規定する納付受託者をいう。次条及び第九条の三第二号において同じ。）として納付事務（同項に規定する納付事務をいう。次号において同じ。）を行うことが関税の徴収の確保及び納税者の便益の増進に寄与すると認められること。

二　納付事務を適正かつ確実に遂行するに足りる経理的及び技術的な基礎を有するものとして財務省令で定める基準を満たしていること。

（納付受託者の納付に係る納付期日）

第七条の四　法第九条の七第一項（納付受託者の納付）に規定する政令で定める日は、納付受託者が法第九条の五第一項（納付受託者に対する納付の委託）の規定により関税を納付しようとする者の委託を受けた日の翌日から起算して十一取引日（国税通則法施行令（昭和三十七年政令第百三十五号）第七条第二項（口座振替納付に係る納付期日）に規定する取引日をいう。以下この条及び第六十八条の二において同じ。）を経過した最初の取引日（災害その他やむを得ない理由によりその日までに納付することができないと財務大臣が認める場合には、その承認する日）とする。

第八条中「第九条の六第一項」を「第九条の十一第一項」に改める。